

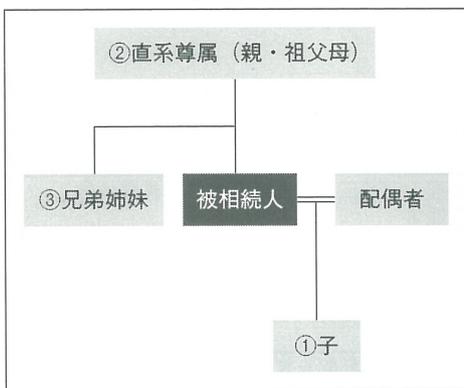


第9回 相続人がいない場合の遺産分割



先日、私の姉の夫が亡くなりました。姉とその子は他界しており、彼の唯一の相続人である彼の兄も相続放棄するようです。そこで、認知症もあった彼の面倒をみていた私が預金の手続きを任せられたのですが、どうすればよいですか。

図表1 相続人の範囲



相 続が発生したとき、常に相続人がいるとは限りません。例えば、生涯独身で両親はすでに他界し、子や兄弟姉妹がいないう場合には、相続人がいないことになり、被相続人になります。今回は、被相続人に相続人がいない場合の手続きについて解説します。

相続の手続きにおいて、民法では相続人となる人の範囲および順

株式会社SBL 税理士 八木正宣

相続・贈与の手続き&アドバイス

位を定めています(図表1)。

まず被相続人に配偶者がいる場合には、配偶者は必ず相続人となります。次に相続人となる人には順番があります。被相続人に子がいる場合には子が、子がいない場合には被相続人の直系尊属が相続人となります。子も直系尊属もない場合に限り、被相続人の兄弟姉妹が相続人となります。

相続人全員の相続放棄でも相続人不在となる

今回取り上げる相続人がいないケースとは、まず第1に被相続人に配偶者・子・兄弟姉妹がいないうケースです。なお、子には養子や代襲相続人が含まれます。

代襲相続とは、相続人となるべき人がすでに死亡し、あるいは相続欠格・相続廃除により相続権を失った場合に、その相続人となるべきの子が代わりに相続する制度のことで、子と兄弟姉妹に限り認められています。

被相続人に相続人がいないかどうかは、すでに亡くなった被相続人の子や兄弟姉妹がいれば、その

子・兄弟姉妹に子がいないかどうかを調べて確認します。

第2に、相続人となるべき人全員が、相続放棄をすることによって相続人が不在となるケースもあります。

遺産は必ずしもプラスとは限りません。マイナスの遺産（債務が資産を超過した状況）も考えられます。そのような場合に相続人を保護するため、相続発生を知ってから3カ月以内に家庭裁判所に申し立てることにより相続を放棄することができず。

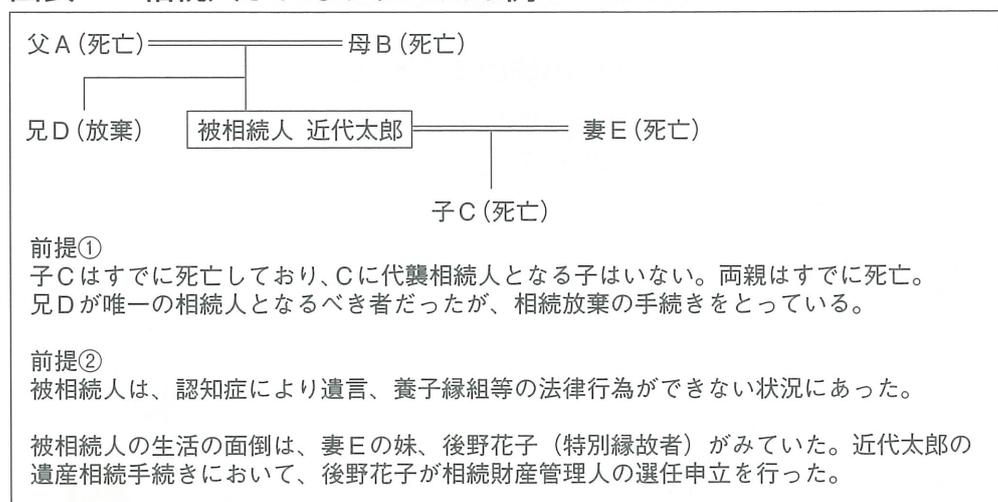
なお、相続人がいなくても、被相続人は遺言を作成すれば特定の人に財産を遺贈することができます。遺言によって遺産の遺贈を受ける人を受遺者といいます。受遺者は、後述する相続財産管理人に対し遺贈財産の請求を行います。

相続財産の弁済処理後に残った財産は国庫に帰属

〈相続財産管理人の選任〉

被相続人に相続人がいるのかどうかはつきりしない、または相続人全員が相続放棄をしている場合

図表2 相続人がいないケースの例



図表3 相続財産管理人の手続きの流れ

相続財産管理人選任の申立	利害関係人等が家庭裁判所に相続財産管理人選任の申立をする
相続財産管理人選任の公告	家庭裁判所が相続財産管理人が選任されたことを2ヵ月間公告し、相続人が名乗り出るよう促す
債権者および受遺者に対する請求申出の公告	相続財産管理人が2ヵ月以上の期間を定めて、債権者および受遺者に対する請求申出の公告または通知をする
相続人搜索の公告	家庭裁判所がさらに6ヵ月以上の期間を定めて相続人の権利を主張するべき旨の公告を行う
特別縁故者への財産分与の申立	相続人搜索の公告の期間満了の翌日から3ヵ月以内に、財産分与を求める者から家庭裁判所に申立をする
財産分与の審判もしくは申立却下の審判	家庭裁判所が縁故関係の内容や程度などの一切の事情を総合的に調査し、分与もしくは申立却下の審判をする
特別縁故者等に対する分与財産の引渡し	債権者や受遺者に支払いをしたり、分与の審判が確定すると相続財産管理人は特別縁故者に対して遅滞なく財産を引き渡す
残余財産の国庫への引継ぎ	特別縁故者からの財産分与の申立がないまま、相続人搜索の公告期間満了時から3ヵ月が経過したとき、または分与の申立が却下されたときには、相続財産は国庫に帰属する
管理事務終了	相続財産管理人は管理終了報告書を家庭裁判所に提出する

において相続財産が存在するときは、家庭裁判所は、利害関係人または検察官の請求によって相続財産管理人の選任をしなければならぬとされています。

利害関係人とは、相続財産について利害関係を持つ人、例えば被

相続人にお金を貸していた人、遺言書において財産の遺贈を受けることになっていった人、特別縁故者（被相続人と生計を一にしていた人、被相続人の療養看護に努めた人など）として財産分与を求めようとする人などが該当します。

相続財産管理人は、相続財産や相続人、債務等の調査を行い、相続財産の中から債権者や受遺者への支払い、また特別縁故者に対する相続財産分与の審判に従って相続財産を分与するための手続きをします（図表3）。

サンプル 相続財産管理人選任審判書謄本の例

平成26年(家)第〇〇〇号

審 判

【本籍】 東京都中野区東中野〇丁目〇番〇号
 【住所】 東京都中野区東中野〇丁目〇番〇号
 申立人 後野 花子

【本籍】 東京都中野区中野〇丁目〇番〇号
 【最後の住所】 本籍に同じ

被相続人 近代 太郎
 (平成26年●月●日死亡)

上記申立人からの相続財産管理人選任申立事件について、当裁判所はその申立を相当と認め、次のとおり審判する。

主 文

住所 東京都渋谷区渋谷〇丁目〇番〇号
 山田 三郎

を選任する。

平成26年〇〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所
 家事審判官 〇〇〇〇 ㊟

〔相続財産管理人選任後の流れ〕
 まず家庭裁判所は利害関係者等からの申立を受け、相続財産管理人が選任されたことを公告し、相続人が名乗り出るよう促します。2ヵ月以内に相続人が名乗り出なかった場合、相続財産管理人は被相続人の債権者や受遺者に対し、2ヵ月以上の期間を定めて、請求の申出をするよう公告または通知

をします。債権者等は定められた2ヵ月以上の期間内に請求の申出をしなければなりません。そして、債権者や受遺者への公告期間経過後においても相続人の名乗りがない場合、さらに6ヵ月以上の期間を定めて相続人搜索の公告をする必要があります。6ヵ月以上の期間を過ぎても相続人の権利を主張する者がいないとき

は、相続人の不在が確定します。債権者や受遺者に支払った後、相続財産がまだ残っている場合には、家庭裁判所の審判により、特別縁故者に財産分与します。まだ財産が残っている場合、その財産は国庫に帰属します。

〔相続預金払戻しの手続き〕

相続財産管理人は、債権者および受遺者に対する請求申出の公告を行うと同時に、相続財産の清算手続きに入ります。この清算手続きにおいて、被相続人名義の預金口座は、相続財産管理人名義の預金口座に振り替えられます。

支払うこととなります。相続人がいない場合の相続手続きにおいて、金融機関の実務は、被相続人名義の預金口座を相続財産管理人名義の預金口座に変更するところまでとなります。

相続財産管理人から相続預金の払戻しの依頼があったときには、被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本と、その預金者の相続財産管理人であることが確認できる「相続財産管理人選任審判書謄本(サンプル)」と印鑑登録証明書等を照合しましょう。

加えて、相続人不在の理由を相続財産管理人に確認しておきましょう。事故や認知症を患い養子縁組や遺言書を遺すことができなかった等の理由が考えられます。㊸

今回のポイント

- ・相続人がいないケースは、養子や代襲相続人もいないケースと相続放棄のケースに分けられる
- ・相続人がいない場合、相続財産管理人を選任することになる。相続預金は管理人名義に変更する